



○長野県訓令第2号

本庁内部部局  
現地機関

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

第1条、第8条第3項及び第11条第1項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

別表中

出先機関印	出先機関の長	方 36	長野県 (出先機関)
出先機関の長印	出先機関の長	方 21	長野県 (出先機関) 長 印

を

に、

現地機関印	現地機関の長	方 36	長野県 (現地機関)
現地機関の長印	現地機関の長	方 21	長野県 (現地機関) 長 印

「出先機関現金取扱員印」を「現地機関現金取扱員印」に、

「長野県  
(出先機関)  
現金取扱員印」を「長野県  
(現地機関)  
現金取扱員印」に改める。

法規学事課

○長野県教育委員会訓令第1号

事務局  
教育機関

長野県教育委員会公印規程（昭和43年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成14年 3月28日

長野県教員委員会

第8条第1項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

別表中

長野県教育委員会 事務局の出先機関 印	出先機関の長	方 36	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">長野県教育委員会 事務局（出先機関 の名称）印</span>
長野県教育委員会 事務局の出先機関 の長印	出先機関の長	方 21	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">長野県教育委員会 事務局（出先機関 の名称）長印</span>

を

長野県教育委員会 事務局の現地機関 印	現地機関の長	方 36	長野県教育委員会 事務局(現地機関 の名称) 印
長野県教育委員会 事務局の現地機関 の長印	現地機関の長	方 21	長野県教育委員会 事務局(現地機関 の名称) 長印

に改める。

総務課

○長野県教育委員会訓令第2号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程(昭和47年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月28日

長野県教員委員会

目次中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 現地機関及び教育機関

別表第3の1中「|同和教育課|教同|」を「|人権・同和教育課|教人|」に改め、同表の2中「出先機関」を「現地機関」に改める。

総務課

## ○長野県教育委員会訓令第3号

事務局  
学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月28日

長野県教員委員会

本則中「出先機関」を「現地機関」に改め、本則の1の表の2の項中「|同和教育課 同|」を「|人権・同和教育課 同|」に改め、同表の5の項中「|同和教育課指導係長|」を「|人権・同和教育課指導係長|」に改め、本則の2の表中「



」を「



」に改める。



## ○長野県教育委員会訓令第4号

県立高等学校

長野県立高等学校校務処理規程（昭和43年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のとおり改正する。

平成14年3月28日

長野県教員委員会

第4条第1項中「にあっては別表第2の1教務関係事項を、事務長にあっては同表の2一般事務関係事項」を「又は事務長がその所掌する事務」に改める。

別表第1の2の(3)中「生徒」を「生徒及び卒業生」に改める。

別表第2を削る。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

高校教育課

○長野県教育委員会訓令第5号

県立盲学校  
県立ろう学校  
県立養護学校

長野県立特殊学校校務処理規程（昭和55年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のとおり改正する。

平成14年3月28日

長野県教員委員会

第4条第1項中「にあつては別表第2の1教務関係事項を、事務長にあつては同表の2一般事務事項」を「又は事務長がその所掌する事務」に改める。

別表第1中「寮母」を「寄宿舍指導員」に改め、同表2の(3)中「児童等」の次に「及び卒業生」を加える。

別表第2を削る。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

特殊教育課

## ○長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局  
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月28日

長野県教員委員会教育長

第4条第3項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

別表第2条の1中「出先機関」を「現地機関」に改め、同1の(5)のオ中「同和教育啓発事業補助金交付要綱」を「人権同和教育啓発事業補助金交付要綱」に改め、同カから同ケまでを削り、同コ中「同和教育研究指定校等負担金交付要領」を「人権同和教育研究指定校等負担金交付要領」に、「補助金」を「負担金」に改め、同コを同カとし、同サ名「同和（人権）教育促進事業補助金交付要綱」を「人権同和教育促進事業補助金交付要綱」に改め、同サを同キとする。

総務課

平成14年3月28日発行 長野県報（毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日）  
大正2年10月16日第3種郵便物認可（購読料（送料とも）1か月2,038円）



さわやかな 心のふれ合い 助け合い

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係  
〒380-8570（県庁専用番号）  
長野市大字南長野字幅下692の2  
電話 026(235)7061



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています